

まひし所を録じて云く、七月の節會にイスラエルの子孫茅廬に居るべしと。又云く「一切の臣々よりび
ツルサレムに布傳へて言へし、汝ら山に出ゆき柳櫃の枝、油木の枝、朶櫛の枝、鳥捨の枝、朶櫛をも
の枝を取たりて鉢されたるごとく茅廬を選れ」と。是にねいて民出ゆきて之を取たり、おのゝの家の
屋背れ上あるひの處あるひの神の室の廬あるひの門の廣場あるひのエフライムの門の廣場に
茅廬を造れり據えられて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居り、シナの子ヨシコアの日より
終の日までエスラ日々あ神の律法の書を語り人衆七日の間節筵をあてぬひ第八日にいたり
彼日までにイスラエルの子孫期あこなひし事なし、是をもてうの喜物はなくなりき。初の日より
茅廬を造れり據えられて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居り、シナの子ヨシコアの日より
この日の四分の一をもてうの神エホバの律法の書を語り他四分の一をもて懺悔をなじるの神エホバを
誓ひたる者一切の異邦人ともなれ而して立て己の罪で先祖の愆と懺悔しこうの處に立て
せばニヤヘタヒヤ在どるヒ人言ひらく汝ちもいよいよ起ゆるより永遠より永達にわたりて在す汝らの神エホバを
語よ、汝の尊き御名の讃へきかな、是は一すべての神に崇にも遠く超るなり。汝の唯なんのみホバにま
しらず、汝の天と諸天の天よりびの言葉地どうの言葉地どうの上の上の上の一の物ならびに海どうの中の一切の物を造り
を觀うる者これに契約を立てカナシ人、アモリ人、エジン人、ペリシ人、エブノ人およびギルガシ人の地をて
おに興へるの子孫に授けんと宣ひて終に汝の吉を成たまへり、汝の實に義し。汝の先祖がエシ
トにて艱難を受けるを鑒み、うの冠御の邊に呼んで叫ぶを聽いたる者ぞ。其往々跡を照らすまひき十三山
なり、而して汝の名を揚げたまへり。汝のまつた彼の前、にあたりて海を分かれて彼らをして山
て早けむ地を踏て海の中を通らしめ、彼らを追ふる者ぞ。石を大水に投りるよごとに淵に投いれたまひ
さざなわるくもじぢからひせり。彼らを導き、後の火の柱をもて彼らを導き、夜の火の柱をもて其往々跡を照らすまひき十三山
の上に降り天より天を正しき例規ふよび眞の律法、善き法度をよび誠命を之に授け。汝の聖勞息を
ちのれある。汝の僕モーセの手によりて誠命と法度と法度と之に命じ。天より食物を之に與へてその饑
日本に而し汝の僕モーセの手によりて誠命と法度と法度と之に命じ。天より食物を之に與へてその饑
を止め、磐より水を止め、ために出來ての涸え湯し、且この國をなんぢらあ興へんと手を擧て誓ひ給ひ
しる國に入へ。汝の誠命ふ聽えたがます。耶和華が其中にて行ひたまひきせり。然りど雖も
懶をかづてそとの項を強くし憤りて自ら一人の首領を立てうの奴隸たりも處ふ歸らんじせり。然りど雖も
彼ら自ら一籠の橋を繰りて是の汝をエシブトより導き上りし汝の神なりと吉て大に慶祝ひひきあてす
事を行ひし周ふすら。汝の重々も懸欄を垂て彼らを荒野に棄たまひ。書ハ雲の柱うの上を翻ればして

アサダサウルより之を導きいたしまシブトといふ名こそこれにつけ。ハラの心の汝の前に忠信なる
みてカルアベウルより之を導きいたしまシブトといふ名こそこれにつけ。ハラの心の汝の前に忠信なる
を觀うる者これに契約を立てカナシ人、アモリ人、エジン人、ペリシ人、エブノ人およびギルガシ人の地をて
おに興へるの子孫に授けんと宣ひて終に汝の吉を成たまへり、汝の實に義し。汝の先祖がエシ
トにて艱難を受けるを鑒み、うの冠御の邊に呼んで叫ぶを聽いたる者ぞ。其往々跡を照らすまひき十三山
なり、而して汝の名を揚げたまへり。汝のまつた彼の前、にあたりて海を分かれて彼らをして山
て早けむ地を踏て海の中を通らしめ、彼らを追ふる者ぞ。石を大水に投りるよごとに淵に投いれたまひ
さざなわるくもじぢからひせり。彼らを導き、後の火の柱をもて彼らを導き、夜の火の柱をもて其往々跡を照らすまひき十三山
の上に降り天より天を正しき例規ふよび眞の律法、善き法度をよび誠命を之に授け。汝の聖勞息を
ちのれある。汝の僕モーセの手によりて誠命と法度と法度と之に命じ。天より食物を之に與へてその饑
を止め、磐より水を止め、ために出來ての涸え湯し、且この國をなんぢらあ興へんと手を擧て誓ひ給ひ
しる國に入へ。汝の誠命ふ聽えたがます。耶和華が其中にて行ひたまひきせり。然りど雖も
懶をかづてそとの項を強くし憤りて自ら一人の首領を立てうの奴隸たりも處ふ歸らんじせり。然りど雖も
彼ら自ら一籠の橋を繰りて是の汝をエシブトより導き上りし汝の神なりと吉て大に慶祝ひひきあてす
事を行ひし周ふすら。汝の重々も懸欄を垂て彼らを荒野に棄たまひ。書ハ雲の柱うの上を翻ればして

尼希米亞記 第九章 自二十一至三十一節 八百一十八

之を遂に小尋き、夜の火柱顯れずして之を照らす。其が如きは我等が汝の善い靈を賜ひて
彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへす。水を彼らに與へて後の涙を止め。四十年の間かれら
をあれのやしないに養ひたまひたれば彼らの何の缺くところか。我等は昔に彼の地ふよびバシ
諸民を彼方にあたへて之を各々に分ち取しめ給へり、かれらのシホの地へシボンの王の地ふよび
モ祖廿二〇七
ヤンの王オダの地を獲たり。斯てまた汝の子孫を入れてこれ地を獲たり期て汝の先祖等に
に入りえよ。宣ひたる地に之を導きいたまひしかむ。則ちうの子孫を入れて空の星のぐくならし
にすめるカナシ人をかれらの前に折伏せ、るの王等ふよびの國の民をかれらに付して意のままに
之どもかしめられ堅固なる邑々ふよび膏腴なる地を取り、各種の美物の充る家、鑿
井、葡萄園、橄欖園および許多の菓の樹を獲乃ち食ひて飽き肥太なり汝の大なる思想に沾ひて樂みたりし
二六はこそ専も博で汝に勧め此法律を以て地を獲る者多く與へて彼らをうの
震恐をおひかれて故に因て汝かれらをして汝の前へ手に付して書めさせたまひしが彼らの
震懼を惹きかれて汝の憤慨を加へて之は彼らを助け彼らを汝の法律に引もどさんとして戒しまへり然りぞ
カリ第十六章
彼らの自ら傲んで汝の誠面目に禮と為す法の例規人これを行ふるために生じていふ者を犯
されまじきははくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
ナチヨリ第七十章第三節
に付したまへりされど汝の憤慨は漸くして彼らと金く興さて業たまふして爲だましき
りき、汝の想懐あり憤慨ある神にましませば不り。然べ我らの神大にして力強く日昇るへくして
我が心ははくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
ナチヨリ第六章
に付したまへりされど汝の憤慨は漸くして彼らと金く興さて業たまふして爲だましき
りき、汝の想懐あり憤慨ある神にましませば不り。然べ我らの神大にして力強く日昇るへくして
我が心ははくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
ナチヨリ第三章
等、祭司、預言者、我らは先祖の國に居り、汝の勝ふ大なる恩惠があれと歎たまざれ三我らに臨みし
等、祭司、預言者、我らは先祖の國に居り、汝の勝ふ大なる恩惠があれと歎たまざれ三我らに臨みし
諸の事につきて汝の改義く在せり、汝の爲たまひじ所の誠實あして我らの爲してちの惡からし
川第十五章
焉従がさきき即ち彼らのおのくに居り、汝の勝ふ大なる恩惠があれと歎たまひじの誠實と詔詞に
諸の王等、牧伯等、祭司、父祖等の法律を行はず、汝が用いて彼らを戒めにまひし
哉この膏腴なる地にありける間に汝ふ事ふてさて汝が我の罪の赦みよりて
りしづゝ廣く嘆呼。これら今日奴隶たり汝が我の罪の赦みよりて
我らの上々に立てたまひ王等のために衆多の產物を出したり、日また彼らの身とも我らの家畜とも
意のまことに左右するこにを得れば我らの大難の中にあるなり。此もうちの事のために我ら今更に
立てこれと書きおし我れだらんも我らの牧伯等我らのレビ人、我らの祭司でれを印す
フ印を捺する者ハカリヤの子ラシヤタ子ヘミヤおよびセズキヤセラヤ、アザリヤ、エレミヤ、
エラヨ、アリヤ、マルキヤ、トシ、シバニヤ、マルク、ヘリム、メモテ、オハテヤ、ダニエル
シユル、アリヤ、マルキヤ、トシ、シバニヤ、マルク、ヘリム、メモテ、オハテヤ、ダニエル
モアド、アリヤ、マルキヤ、トシ、シバニヤ、マルク、ヘリム、メモテ、オハテヤ、ダニエル
サヒトン・ハルク、メシラム、アビヤ、ミヤシ、マジア、ビルガ、シマヤ、是の祭司なり。ル

を厭げて喜ぶべしと靈せり、其の神かれらをして大に喜ぶにび樂ませたまひたればなり、婦小兒女でも喜ぶなり、

是をもてタルサレの喜悦の聲とくまで開えわたりぬ。○この日府庫のすへての室へやくらしの祭司とレビ人どのみの分を邑々の田圃に准ひ

て取あつめてすへての室にいもることと學じらしむ、是へ祭司ふよびレビ人の立て奉ふるをコダ人喜ぶ

びさればなり彼らの神の職守および潔齋の職守を勤む、謳歌者のおよび門を守る者も然り、皆ダビドと

おの子ソロモンの命令に依る在昔ダビドおよびアサフの日にヘ謳歌者の長一人ありて神に謳美靈詠を

はせども神の會に入べらるす是へ彼らが水をもてタルサレの子孫を迎へ本て這之を詠

御詠まで神の會に入べらるす是へ彼らが水をもてタルサレの子孫を迎へ本て這之を詠

ど人衆この律法を開てのト羅りた民を靈くベスラより先我らの神の家の室へ

の黒皿ふよび素乳香などを再び其處に携へいれたり + 我また查べ觀るレビ人のらくべき分を與へてトセヤの器皿をこのでらべうの室へ預けられた。+ 我が家うちの室を禁めさせ而して神の家へ

祭りに神の室を棄させじや言て收伯等ぞ語り、我ながら此事のために我

を記念たまへ、我の神の室をうの職事のために我の行ひし善事を拭ひ去たましがれ當用われ觀じにダ

を、彼らの申告する者にて思ひたれべ、あら其職の兄弟等に分配する事あり。十四我が神ふ此事のために我

鳥よびレビ人モダヤを用庫の有司としにマツタツタル子ハナシを副て庫をつかさどらじ

たり斯りじるバユダ人みな穀物、酒、油の仕一を府庫に搬へ來れり十三と申告せし

の中にて安息日にエルサレムに搬へいる者あり麥東を持きたり驥馬に負するあり亦酒、葡萄、無花果ふよび各種の

またソロの人々住をりしが魚ふよび各種の貨物を搬へいりある人々を語りて安息日にコダの人々に之を譲ぎ、かつ

日を清すや大汝らの先祖等も斯かこなじましや、我らの神これまでが爲ふこのすべての事もあして安息日

とくに降したまひにわらすや、然に汝らの安息日を讀して更に大なる懲をイエラルに招くなりて

過ぎるまで之を開くべからずと命じ、我僕族人門々に置て安息日に荷を携へいる事ならしめたま

期りしかべ商貿および各種の品を買ひ者等二回タルサレムの外に宿されり我てこれを戒めてこれに言